

甘楽町結婚新生活支援補助金 (新婚生活スタートアップ応援事業)

◇**町独自で対象者および補助金額を最高 30 万円に
拡大します**

町では、少子化対策強化および人口減少対策のため、結婚を機に町内に新たに住宅を購入または賃借する新婚夫婦に対し、その住居費および引越し費用の一部を補助します。該当する人は、町健康課福祉係へ申請してください。

◇**対象となる世帯(次の条件にすべて該当する世帯)**

- ①平成 30 年 1 月 1 日以降に結婚し、夫婦双方の婚姻日における年齢が 65 歳以下の本町に住所がある夫婦
- ②平成 29 年分の夫婦の所得の合計額が 800 万円未満の世帯(離職した人は含めない)
- ③町税等に滞納がない世帯
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯
- ⑤過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない世帯

◇**対象となる費用**

【住居費】 新婚夫婦の婚姻の日の 2 年前以降に、新たに購入または賃借した住居の購入費または賃料(勤務先からの住宅手当の額を除く)、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料等で平成 30 年 1 月 1 日以降に支払いをしたもの(住宅ローンの支払いを除く)

【引越し費用】 新婚夫婦の両方または一方が住居費の対象となる住宅へ引越しをした際に、引越し業者または運送業者に支払った費用で平成 30 年 1 月 1 日以降に支払いをしたもの

◇**申請・問合せ先** にこにこ甘楽 ☎ 67 - 7655
町健康課福祉係(☎内線 602・603)

身体障害者巡回相談

日時 7 月 4 日(水) 受付:午前 10 時~ 12 時
場所 ウイングプラザとみおか
(富岡市勤労青少年ホーム:富岡市田篠 1330)

相談科目 整形外科

相談内容 身体障がい者に関する各種の相談
補装具の要否判定

持参する物 印鑑、身体障害者手帳

※予約制となりますので、6 月 20 日(水)までにご連絡ください。

連絡・問合せ先

にこにこ甘楽 ☎ 67 - 7655
町健康課福祉係(☎内線 602・603)

児童手当制度のご案内

対象となる児童

原則として、日本国内に住所を有し、15 歳になった後、最初の 3 月 31 日(中学校卒業)までの児童

手当(月額)

区 分	所得制限 限度額未満	所得制限以上
3 歳未満	15,000 円	5,000 円
3 歳以上小学校修了前 (第 1・2 子)	10,000 円	
3 歳以上小学校修了前 (第 3 子以降)	15,000 円	
中学生(一律)	10,000 円	

*第 3 子以降の算定方法

受給者が養育している児童で、18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童の中で数えます。
受給者の所得が所得制限限度額以上であった場合や、第 3 子以降が中学生であった場合は適用されません。

児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数⇒所得制限限度額

0 人⇒622 万円 1 人⇒660 万円 2 人⇒698 万円
3 人⇒736 万円 4 人⇒774 万円 5 人⇒812 万円

支払月(手当支払対象の月)

6 月(2・3・4・5 月分)
10 月(6・7・8・9 月分)
2 月(10・11・12・1 月分)



児童手当の手続きは、原則 15 日以内に行ってください

出生、転入等により受給資格が生じた場合は、請求月の翌月分からの支給となります。
公務員になった場合、公務員でなくなった場合も届出をしてください。

必要な添付書類等

請求者名義の健康保険証・請求者名義の預金通帳・印鑑・その他必要に応じた書類

※認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要ですよ。

児童手当の現況届を忘れずに!!

児童手当を受給している人は、毎年 6 月に「現況届」を提出していただく必要があります。該当する人には、6 月上旬に町から通知しますので、忘れずに届出をしてください。

この届出がないと、6 月分以降の手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

問合せ先 にこにこ甘楽 ☎ 67 - 7655

町健康課福祉係(☎内線 602・603)